（別紙）

「茨城県国公立高校生等奨学給付金受給申請書」記入上の注意

【様式１－１】は、次により記入してください。

イ　現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ロ　「高等学校等」とは、国公私立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ハ　「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（１～３学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

【様式１－２】は、次により記入してください。

イ　生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は、「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。

ロ　生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労するものに限りません。

【様式１－３】は、次により記入してください。

イ　保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の２第１項、第33条の８第２項又は
　第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法（明治29年法律第89号）第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを
　行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ（１）に該当する場合は、７月１日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

ハ（２）②に該当するときは、**必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。**
（２）②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を提出できない場合」は、（２）⑤及び⑥並びに（３）の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ（２）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の住民税（非）課税証明書等を添付してください。

ホ　（２）⑤に該当するときは、主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等および扶養誓約書（様式９）を添付してください。

（注）　医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

イ　過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ　2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ハ　国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

ニ　児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、補助対象外となります。